

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則 第 1 号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する 規則	令和4年3月30日
人事委員会規則 第 2 号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則	令和4年3月30日

さいたま市人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長事務部局	(1) <u>局長、公室長、本部長、会計管理者、総合政策監、情報統括監、危機管理監、医務監、部長、室長、広報監、行政管理監、次長及び課長</u> (2)～(6) [略] (7) <u>局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</u>) (8) <u>市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）</u> (9)～(20) [略]	市長事務部局	(1) <u>局長、本部長、会計管理者、総合政策監、情報統括監、危機管理監、医務監、部長、公室長、室長、広報監、行政管理監、次長及び課長</u> (2)～(6) [略] (7) <u>局及び公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、参与並びに係長（局及び公室の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）（都市戦略本部にあっては本部長が指定する者）</u> (8) <u>市長公室秘書課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）</u> (9)～(20) [略]
[略]		[略]	
備考		備考	
1～3 [略]		1～3 [略]	
4 この表中「庶務を担当する課」とは、 <u>市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、</u> 財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健福祉局保健部健康増進課、		4 この表中「庶務を担当する課」とは、 <u>市長公室秘書課、総務局総務部総務課、</u> 財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健福祉局保健部健康増進課、子ども未	

子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課、環境局環境共生部環境創造政策課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

5・6 [略]

来局子ども育成部子育て支援政策課、環境局環境共生部環境創造政策課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

5・6 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第2号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） (1) 行政職給料表職務分類表		別表第1（第3条関係） (1) 行政職給料表職務分類表	
職務 の級	職務	職務 の級	職務
[略]		[略]	
4級	(1)～(3) [略] <u>(4) 北部児童相談所又は南部児童相談所の所長補佐の職務</u>	4級	(1)～(3) [略]
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	
(2) 医療職給料表(1)職務分類表		(2) 医療職給料表(1)職務分類表	
職務 の級	職務	職務 の級	職務
[略]		[略]	
5級	(1)・(2) [略] <u>(3) 患者支援センターの所長の職務</u>	5級	(1)・(2) [略]
備考 [略]		備考 [略]	
(3)・(4) [略]		(3)・(4) [略]	
(5) 消防職給料表職務分類表		(5) 消防職給料表職務分類表	
職務 の級	職務	職務 の級	職務
6級	<u>消防団活躍推進室又は救急指導室の室長の職務</u>	6級	消防団活躍推進室の室長の職務

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。